

3-1

自然環境の保全と緑地の充実

基本方向

本町に残された緑地の保全に努めるとともに、自然生態系の維持と河川環境や海岸環境の保全・整備を行います。また公園など憩いの場、遊びの場の確保や充実を図り、自然とともに生きるまちづくりに向けて取り組みます。



花と緑のまちづくり



苗木の配布

現状と課題

- 本町では、平成18年に「嘉手納町緑の基本計画」を策定し、緑に関する方針を定め、令和2年の1人当たり都市公園等面積の目標を27.23㎡/人と設定しています。現在、屋良城跡公園総合再整備事業や兼久海浜公園リニューアル整備事業等の検討を進めており、今後は既存の公園の利活用についても検討が必要となります。
- 町民アンケート調査結果によると、「緑地や公園の充実」について、22.4%が不満足評価となっています。
- 比謝川は、その一部が県指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されており、多様な生態系を形成する重要な自然環境を有しています。本町では、自然とのふれあいの場としての水辺空間づくりを推進するため、比謝川における遊歩道の整備を行っています。今後も自然環境の保全に努め、適切な利活用を図る必要があります。
- 比謝川沿いの遊歩道については、台風などの影響によりこれまで幾度となく落石や倒木が発生しました。そのことから、本町では平成26年度より急傾斜地対策工事を実施しており、今後も継続して自然景観に配慮した対策工事が必要です。
- 地域美化については、環境衛生週間に合わせた自治会での一斉清掃活動及び公共施設美化ボランティア団体による清掃活動を実施するなど、町民の意識高揚に努めています。引き続き美化活動及び衛生活動を推進する必要があります。

都市公園の状況（各年3月末現在）

資料：統計かてな

単位：人、㎡

年次	町立都市公園		町立その他の公園		総計		都市計画区域1人当たり	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	内人口	公園面積
H20年	10	263,200	3	51,100	13	314,300	13,883	22.6
H21年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,927	22.8
H22年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,957	22.7
H23年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,898	22.8
H24年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,819	23.0
H25年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,801	23.0
H26年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,805	23.0
H27年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,777	23.0
H28年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,651	23.2

施策の方向性

1 公園整備の推進

町民・事業者・行政のそれぞれの役割と連携のもと、住宅地、企業用地、公共用地の各空間において都市緑化を図ります。また、自然環境や城跡等の歴史・文化、レクリエーション、防災等それぞれの機能の保全や活用に応じた公園の整備のため、屋良城跡公園再整備事業、嘉手納公園再整備事業や兼久海浜公園リニューアル事業を推進します。

2 水辺空間の整備

町民や来訪者の自然と人とのふれあい活動の場となっている比謝川や海岸の水辺空間の整備を推進します。整備に際しては、水辺の生態系の保全や景観及び親水性に配慮した整備とします。また、比謝川遊歩道沿いにおいては落石対策を推進します。

3 地域美化の推進

美しい住環境と街並み景観の創出に向けて、町民・企業・行政が連携して花木の植栽や清掃等の美化活動を推進します。また、良好な住環境創出や自然との共生意識の向上と行動を促す環境学習を推進します。

3-1 自然環境の保全と緑地の充実

主な取組（事業）

3-1-1 公園整備の推進

所管

都市建設課

- 屋良城跡公園、嘉手納公園や兼久海浜公園をはじめとする既存公園の整備を実施

3-1-2 水辺空間の整備

所管

都市建設課、産業環境課

- 比謝川沿いの遊歩道や護岸整備などを推進
- 比謝川沿いの自然的景観を保全
- 比謝川遊歩道急傾斜地の落石対策

3-1-3 地域美化の推進

所管

都市建設課、産業環境課

- 事業費の補助や美化活動に必要なごみ袋の無料配布や苗木配布
- YOU・遊・比謝川実行委員会が主催する清掃活動への支援
- 環境学習を推進

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	公園面積の維持	ha	31.73 (H30)	維持
2	公共施設美化ボランティア団体数	団体	10 (H30)	維持
3	比謝川自然体験センター	件	0 (H30)	1
4	地域美化活動団体数	団体	10 (H29)	10

関連する
個別計画等

- 嘉手納町都市計画マスタープラン
- 嘉手納町緑の基本計画

基本方向

地球温暖化対策をはじめ、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、環境に配慮したエネルギー利用などの事業活動の促進に向けて取り組みます。

さらに、町民一人ひとりの環境保全に関する意識向上を推進し、自然環境と調和した生活を送ることができる循環型社会の形成に向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町のごみ排出量は、平成29年に4,476トンで、平成24年の4,445トンと比べると31トン増えています。
- 「嘉手納町廃棄物の減量及び適正な処理に関する条例」により、行政、町民及び事業者の責務を規定し、一般廃棄物の減量及び処理などについて定めています。加えて、家庭用電気式生ごみ処理機補助金制度や草木回収によるチップ化事業を実施し、廃棄物の減量化と再資源化に取り組んでいます。引き続き資源の有効利用を図るとともに、より一層のごみ減量と再資源化等を促進する必要があります。
- 二酸化炭素などの温室効果ガスの増大による地球温暖化現象は、異常気象や海水面の上昇等をもたらすとともに、生態系などに深刻な影響を与えることが懸念されています。
- 本町では、町内の事務事業におけるCO₂削減のため、平成28年に「嘉手納町地球温暖化防止実行計画」を策定し、再生可能エネルギーの積極導入、環境負荷の少ない施設設備の導入及び物品購入、その他エコ活動等に取り組んでいます。

施策の方向性

1 廃棄物の減量化・再資源化

資源循環型社会の推進に向けて、4R^{*1}の取り組みを進め、町民の日常生活や事業者の事業活動によって排出される一般廃棄物の減量化、資源化を推進するとともに、ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分の適正処理を行い、環境負荷や処理費用の軽減を図ります。また、ごみの不法投棄に対しては、未然に防ぐための看板設置やパトロール等の監視活動強化や不法投棄予防の周知・啓発を行うなど不法投棄防止対策の充実を図ります。

※1 4R：ゴミを減らすための具体的な方針、リフューズ（Refuse 断る）、リデュース（Reduce 減らす）、リユース（Reuse 再利用する）、リサイクル（Recycle 資源を再利用する）の頭文字をとったもの。

3-2 循環型社会の推進

2 地球温暖化防止対策の推進

地球との共生関係を維持するために、温室効果ガスの排出削減に向けて、「嘉手納町地球温暖化防止実行計画」に基づき省エネルギーやごみ減量・資源化、CO₂の吸収源のみどりの保全、環境意識の啓発等、総合的な取り組みを進めます。また、CO₂の発生源である化石燃料の使用抑制や再生可能エネルギーの利用と普及促進を図ります。

主な取組（事業）

3-2-1 廃棄物の減量化・再資源化

所管

産業環境課

- 一般廃棄物の減量化・資源化を推進するため、4R運動を推進
- 監視パトロールや指導體制の強化及び看板設置を行うなど不法投棄防止対策の実施
- 生ごみ処理機の購入補助
- 草木回収・チップ化の推進

3-2-2 地球温暖化防止対策の推進

所管

産業環境課、都市建設課

- 「嘉手納町地球温暖化防止実行計画」に基づき、公共施設において地球温暖化防止に資する各種取り組みを推進するとともに、効果の検証及び計画の見直しを図る
- 省エネやエコ商品の利用促進に向けて、各種啓発活動の実施
- 環境負荷の少ない施設設備の導入及び物品購入などを実施

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	一般廃棄物排出量原単位（1人1日当たり）	g	910.1 (H29)	861.5
2	嘉手納町の事務・事業における CO ₂ 総排出量	kg-CO ₂	3,361,742 (H26)	3,193,655 (5%削減)

関連する
個別計画等

- 一般廃棄物処理基本計画
- 第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画

基本方向

生活や事業活動及び基地に起因する公害への対策や害虫、ハブ、狂犬病等への環境衛生対策を継続して取り組むことで、町民が快適に暮らすことができる衛生的で良好な生活環境に向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町では、住宅街や事業場から発生する悪臭、騒音、振動についての生活公害及び産業公害を未然に防止するため、苦情があった際に苦情元に対し指導を行う体制を整えています。
- 環境衛生の向上のため、死骸処理・ハブや害虫駆除等を実施しています。
- ペットについては、飼い犬糞害防止対策などを行っています。今後も町民生活の安全を保持するため、継続してペットの適正な飼い方を周知し、飼い主のモラル向上を図る必要があります。
- 狂犬病予防接種率の向上や野犬捕獲を行うなど公衆衛生の向上にも努めています。

施策の方向性

1 生活公害の防止

人々の生活や事業活動から発生する大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の生活公害を防止するため、環境測定や監視及び情報の収集・公表を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。公共用水域の水質保全については、下水道の接続利用を推進します。

2 環境衛生の推進

犬・猫の糞害やハブ・害虫等による生活環境の阻害については、駆除するなど環境衛生対策を推進し、快適で衛生的な生活環境づくりを進めます。あわせて狂犬病予防接種や野犬捕獲にも取り組みます。また、関係機関が取り組んでいる飼い犬・飼い猫の避妊・去勢手術の周知などを図るとともに、飼い主のモラル向上に向けた取り組みを検討します。

主な取組（事業）

3-3-1 生活公害の防止

所管

産業環境課

- 公害に関する規制基準・環境基準等の啓発及び指導を実施
- 公害苦情が寄せられた場合に迅速に対応できる体制

3-3-2 環境衛生の推進

所管

産業環境課

- 飼い犬・飼い猫糞害防止について掲示板や広報、立看板等により意識啓発の向上
- ペットの適正な飼い方の周知徹底
- 狂犬病予防接種率の向上
- ハブ・害虫駆除対策

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	公害苦情件数	件	0 (H29)	0
2	狂犬病予防接種率	%	33.1 (H29)	50

基本方向

定住促進と快適な住環境の創出を目指し、土地利用計画や都市計画マスタープランなど各種計画に基づいた土地利用の規制、誘導を図るとともに、都市基盤の整備、計画的な住宅・住環境の整備に向けて取り組みます。

密集市街地の解消に向けた様々な対策を講じ、安全な市街地形成を推進するとともに、自然、歴史・文化、街並み等の良好な景観の創造に努め、魅力ある都市空間を形成に向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町には活用できる規模の空き地が少ないこともあり、新しい住宅の供給が限られ、町内での移住や住替え先の選択肢が少ない状況にあります。一方、町内の住宅の中には耐震性がなく、空家となっている住宅もあります。そこで、新しい住宅の建設促進を図るとともに、耐震改修や空家の活用等、既存の住宅ストックを活用し定住促進を図ることが課題となっており、快適に安心して暮らせる住環境の整備が求められています。
- 本町の町営住宅は、昭和57（1982）年度の水釜第二町営住宅をはじめとする6団地269戸のほか、県営住宅が1団地182戸整備されています。これら公営住宅の築年数が古くなってきていることから、団地の更新が急務となっています。
- 一部の密集市街地においては、国土交通省により「地震時等に著しく危険な密集市街地」として公表されています。町民に地区の危険性を理解してもらい、狭隘道路の拡幅整備、建築物の共同建替え等、整備事業の着実な実施が必要です。
- 本町では、平成18年に「嘉手納町都市計画マスタープラン」、平成26年に「第2次嘉手納町土地利用基本計画」、平成30年には「嘉手納町住生活計画」を策定し、バランスのとれた土地利用の確立に取り組んでいます。しかしながら、用途が混在する地域が未だ見られる状況にあり、都市計画制度を活用して、計画的なまちづくりの誘導を図る必要があります。
- 地域住民や訪れる人が癒される良好な景観を創造するため、既存の景観資源の保全、住環境の景観づくりに努める必要があります。
- 墓地については、沖縄独特の背景から墓地と住宅地が混在する状況であり、土地利用、環境衛生、

3-4 土地利用と住環境の充実

住環境、景観形成等に影響が生じています。そのような中、平成28年度からは墓地経営の許可権限が沖縄県から移譲されました。本町では、「嘉手納町墓地整備基本計画」や規則などに基づき、霊園の適正管理や個人墓地の規制・誘導等に取り組んでいます。また、個人墓地の無秩序な立地を防ぎ、生活環境の悪化を防止します。

- 嘉手納飛行場において航空機の離発着などの頻繁な騒音の影響により居住環境として適当でないと思われる区域に航空騒音対策として住宅移転措置が国により行われ、買い上げた国有地が点在しています。

施策の方向性

1 住まいの確保と住環境の向上

良好な住環境の形成を図り、定住促進と快適に安心して暮らせる住環境を提供するために、定住促進事業として新築住宅等取得補助、定住促進奨励金や建物除却補助を実施し、合わせて住宅リフォーム支援事業の推進を行います。公営住宅においては戸数の確保のため水釜第二町営住宅の建替え事業の推進と、既存公営住宅の適切な維持管理及び計画的な修繕の実施。町内に点在する空家や空地の利用、周辺環境の整備等を促進します。

2 密集市街地の改善

良好な生活環境や災害時の安全性の確保が懸念される密集市街地の改善・解消に向けた建物の共同化や老朽化対策、道路の拡幅、公園の整備等の市街地整備を住宅と一体となって推進し、良好な生活環境の創出と安全な市街地形成を図ります。

3 計画的な土地利用と市街地整備

町土のうち82%が米軍基地で、利用可能面積は18%という厳しい現状を踏まえ、法律や各種計画、地域特性に基づいた市街地と自然環境の調和、快適で利便性の高い市街地の形成、地域の活力維持等が創出される総合的かつ計画的な土地利用と市街地整備を推進します。また、国による住宅移転措置により買い上げた国有地の有効活用を検討します。

4 景観の形成

地域を特徴づける自然や歴史、街並み等の景観を保全するとともに、更に景観機能を高める修景や美化促進等を推進します。また、新たな土地利用に際しては、地区計画を導入するなどして周辺景観との調和や人々の心を豊かにする景観の創出を図ります。

5 墓地対策

「嘉手納町墓地等の経営許可等に関する規則」に基づき墓地の適正な設置場所、規模・構造等、墓地利用の適正化を図ります。

「嘉手納町墓地整備基本計画」の中で公営墓地、納骨堂、葬祭場の整備を行います。

主な取組（事業）

3-4-1 住まいの確保と住環境の向上

所管

都市建設課

- 公営住宅などの戸数の確保を図る（水釜第二町営住宅建替）
- 空家や空地等の利活用促進を図る
- 嘉手納町新築住宅等取得補助の実施
- 嘉手納町定住促進奨励金の実施
- 嘉手納町建物除却補助の実施
- 住宅リフォーム支援事業の実施

3-4-2 密集市街地の改善

所管

都市建設課

- 住民及び地権者との協議会・個別ヒアリング等の開催
- 住宅市街地総合整備事業の導入

3-4-3 計画的な土地利用と市街地整備

所管

都市建設課、企画財政課

- 計画的にバランスの取れた土地利用の誘導

3-4-4 景観の形成

所管

都市建設課、産業環境課

- 花いっぱい運動などの実施

3-4-5 墓地対策

所管

都市建設課、産業環境課

- 「嘉手納町墓地等の経営許可等に関する規則」に基づき墓地の適正化を図る
- 「嘉手納町墓地整備基本計画」の中で公営墓地、納骨堂、葬祭場の整備を行う

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	増加世帯数	世帯	0 (H29)	50
2	密集市街地内の道路整備数	路線	0 (H29)	2
3	嘉手納町への定住意向	%	76 (H27)	80

関連する 個別計画等

- 嘉手納町住生活基本計画
- 嘉手納町密集市街地地区改善基本計画
- 第2次嘉手納町土地利用基本計画
- 嘉手納町墓地整備基本計画
- 嘉手納町住環境整備計画
- 嘉手納町公営住宅等長寿命化計画
- 嘉手納町都市計画マスタープラン
- 嘉手納町緑の基本計画

基本方向

自動車交通の円滑性かつ利便性を高めるため、町道の整備を推進し、道路交通ネットワークの形成や道路環境の整備・充実に向けて取り組みます。

交通弱者の移動手段確保のため、町民ニーズを踏まえた公共交通の充実に取り組みます。



道路



道路工事

現状と課題

- 本町は南北方向に走る国道58号、東西方向に走る主要地方道沖縄嘉手納線（県道74号線）と主要幹線道路が走り、沖縄本島における中南部と北部地区を結ぶ交通の要衝となっています。これら主要幹線道路の多くが通過交通であり、渋滞回避のために生活道路である町道への流入車両も多く、交通安全の面からも憂慮すべき事態となっています。
- 町内の生活道路は道路幅員が狭く、歩行者の安全性の確保や車両の安全通行の面から多くの課題があがっています。急傾斜地に隣接する道路交通の安全確保、町道や未認定道路の整備、歩道のバリアフリー化等、道路の維持管理を徹底し、道路空間の安全性・快適性の向上に努める必要があります。
- 町内に点在する橋梁は、設置から長期間経過しており老朽化が顕著であるため補修などが必要となっています。
- 路線バスなどの公共交通機関は、町民の生活を支え、本町を訪れる観光客などの交通手段として欠かせない交通手段です。そのため、既存の公共交通だけでなく、新たなデマンド型交通などの導入も視野に入れ、利用者のニーズに応じた公共交通手段の確保が必要となります。

施策の方向性

1 道路交通ネットワークの構築

広域的、町内及び地区内の都市活動や多様な地域活動により発生する自動車交通に対応するため、それぞれの道路交通機能に応じた幹線道路、地区内幹線道路、区画道路の整備を関係機関と連携して推進し、より有効な道路交通ネットワークの形成を図ります。

2 安全で快適な生活道路の整備

多様な地域活動を支える道路の確保と、安全で快適な道路環境をつくるために、急傾斜地に隣接する道路の安全確保、狭隘道路や交通量の多い道路の拡幅、歩道や交差点のバリアフリー化、安全施設の整備等を関係機関と連携して推進します。

3 公共交通体制の確保

あらゆる人の移動を容易にし、自動車交通の円滑化や地球温暖化防止等に配慮した利便性の高い新たな公共交通の導入の検討を行います。また、既存バスの利便性の向上や新たな公共交通手段との関連についても効果的な方法を検討します。さらに沖縄県鉄道計画の動向を確認しながら公共交通拠点、フィーダー交通ネットワーク^{*1}の形成に向けた検討を行います。

主な取組（事業）

3-5-1 道路交通ネットワークの構築

所管

都市建設課

- 幹線道路や地区内幹線道路の各道路機能の維持・向上

3-5-2 安全で快適な生活道路の整備

所管

都市建設課

- 急傾斜地に隣接する道路交通の安全対策の検討
- 道路幅員の拡幅や歩行空間の確保及びバリアフリー、一方通行道路の解消
- 老朽化した道路の改良を実施
- 橋梁長寿命化事業などを実施

^{*1} フィーダー交通ネットワーク：広域移動を支える基幹軸となる鉄軌道と併せて、フィーダー交通として、LRT、基幹バス等が連携する利便性の高い公共交通ネットワーク。

3-5-3 公共交通体制の確保

所管

都市建設課、企画財政課、福祉課

- 国・県・公共交通の関係機関と連携して公共交通の利用促進
- 新たな公共交通システムの導入検討

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	改良路線数	路線	4 (H29)	7

基本目標 3

建設・環境

関連する
個別計画等

- 第2次嘉手納町土地利用基本計画
- 嘉手納町橋梁等長寿命化修繕計画
- 嘉手納町都市計画マスタープラン

基本方向



上水道工事

町民へ安全な水を安定的に供給するために、水道事業の健全な運営及び災害や老朽化に配慮した施設の強靱化と危機管理体制の構築に向けて取り組みます。

下水道接続率向上を目指すとともに、施設が良好に機能するための維持管理体制の充実に向け取り組みます。

現状と課題

- 上水道については、「嘉手納町水道施設見直し整備計画」に基づいた配水管の整備、マッピングシステム^{※1}による管理体制の整備などを行い、普及率100%の達成、清浄にして豊富・低廉な水の供給に努めてきました。
- 今後も町民が安心して利用できる水を提供するため、平成22年度策定の「嘉手納町地域水道ビジョン」に基づき、老朽化した配水管の計画的な布設替えを行うとともに、耐震化を図り、災害に強い強靱な水道施設の整備を進める必要があります。また、「水質検査計画」に基づき、町民の皆様が安心して水を利用するために水質検査を行っていきます。
- 有収率^{※2}については、厚生労働省が示す目標95%以上をすでに達成しており、それらの維持・向上に努める必要があります。
- 生活環境の整備と比謝川の汚濁防止を目的に進められてきた下水道事業は、普及率100%となっており、町内のどの家庭からも下水道へ接続することが可能となっています。今後は、未だ下水道に接続していない未接続世帯に対し水洗化の普及促進に努める必要があります。
- 下水道施設については、今後も老朽化が増大していくことから計画的な修繕・改築を進めるとともに、適切な維持管理が必要とされます。

※1 マッピングシステム：コンピュータを利用して地図や図面を扱うシステムで、水道、ガス事業では図面管理のほか管網計算、管路設計、設備管理統計資料作成等多くの業務で利用されている。

※2 有収率：(年間の料金徴収の対象となった水量 / 年間の実績給水量) × 100

施策の方向性

1 安全・安心で強靱な水道施設の供給整備

安全で安心して飲める水道水の供給を維持するために、水道水の水質管理を行うとともに、配水管や配水設備等の老朽化対策や災害に強い強靱な水道施設への更新などを図ります。また、緊急事態に備えた危機管理体制の構築を推進します。

健全で安定した水道事業運営を継続していくため、経費節減や業務の効率化に努め、現状の把握及び課題の抽出を行い、収支計画の健全化に努めます。

2 下水道の維持管理体制の充実

町民の生活の質の向上と公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道の適正維持と下水道の100%利用を促進します。また、健全で効率的な下水道事業を運営するために、施設の延命化や効率的な維持管理システムの構築を推進します。

主な取組（事業）

3-6-1 安全・安心で強靱な水道施設の供給整備

所管

上下水道課

- 配水池の増設及び耐震化を実施
- 老朽管の更新及び耐震化を推進
- 各水道施設の保守点検の実施
- 漏水調査や水質検査の実施
- 緊急時や突発的な修繕時に迅速に対応できるよう、危機管理体制を構築

3-6-2 下水道の維持管理体制の充実

所管

上下水道課

- ポンプ場等施設や汚水における水質・水量などの調査を実施
- 下水道未接続世帯へ接続の促進
- 老朽化した下水道施設の改築の推進

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	有収率	%	96.6 (H28)	維持
2	下水道接続率	%	95.5 (H29)	100.0

関連する
個別計画等

- 嘉手納町地域水道ビジョン
- 水質検査計画

基本方向

災害発生時に迅速に対応できるよう、防災拠点の構築やICT技術の活用などを図るとともに、地域における避難行動要支援者の見守り体制の構築及び防災体制の強化に努め、自助、共助、公助が機能する災害に強いまちづくりの推進に取り組みます。

また、消防・救急に関する知識の普及や救急対応の拡充により、安全・安心な社会の形成に向けて取り組みます。



避難訓練

現状と課題

- 阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等の教訓から、被害を最小限に抑える考え方として「公助：行政からの支援」の他に「自助：自らの命は自らが守る・備える」、「共助：近隣が互いに助け合って地域を守る・備える」が大切であることが再認識され、防災に関する町民意識の醸成、多様な参加者による防災訓練の実施といった地域防災力の向上が大きな課題となっています。
- 本町の防災対策については、平成23年度に最大クラスの津波を想定した「嘉手納町防災マップ」を作成、その後も適宜防災計画の更新を行い、平成29年度には「嘉手納町地域防災計画」を見直すとともに、基地が隣接している嘉手納町の地域特性を考慮した「基地災害における避難実施要領のパターン」を策定し、防災行政の整備・拡充を進めています。
- 災害時要配慮者に関しては、「嘉手納町災害時要援護者避難支援計画」を策定し、要援護者の把握や登録、避難支援のための方策を位置づけています。今後は、防災マップの拡充、情報の収集・伝達を迅速に行える体制づくりの強化、商業施設等との連携による津波避難ビルの指定等、様々な課題があります。

3-7 防災力の高いまちづくり

- 地域住民が主体となって防災活動を行う自主防災組織は、災害時の迅速な対応などにより被害を最小限に抑えることが期待されます。自主防災組織の立上げを支援し、地域防災力を高めることが重要です。
- 安全・安心に過ごせる地域を目指し、地域住民及び観光客へ災害時の情報を迅速かつ的確に伝達する必要があります。そのためには防災無線のデジタル化に合わせた高性能スピーカーの導入などによる防災無線不聴地域の解消、防災システムの導入による情報収集及び情報伝達手段の多重化・多様化を図る必要があると考えます。
- 国内外の来訪者・観光客の安全を確保するため防災関連情報の多言語化について、検討・推進を行う必要があります。
- 本町を含め沖縄本島は、島しょ地域にあり、災害時において外部からの応急活動などが速やかに実施されるとは考えにくく、市町村において防災備蓄品を備えておくことが重要だと考えられます。町内の各避難所へ防災備蓄品の整備を行うとともに、備蓄食料などの入替え計画を策定する必要があります。
- 消防・救急に関しては、ニライ消防において、AED講習や心肺蘇生法の講習会の開催、地域では幼少消防クラブの育成等を実施しています。引き続きいざというときに救急救助に対応できるよう、救命講習会や消防団への参加を推進していく必要があります。

施策の方向性

1 防災力の高いまちづくり

災害から町民の生命や財産を守るために、これまでの大規模災害や地域特性である基地災害、危機事案を検証し、町民、地域・地区、行政等の関連機関が連携して、それぞれの役割に応じて能力を最大限に発揮する計画づくりや訓練等を行い、実行性の高い防災体制を構築します。また、まちそのものが災害に強い都市基盤の整備を推進します。

2 災害対応・応急体制の充実

火事や危機事案、救急患者の発生、基地災害を含む大規模災害の発生に対し、身近な所での初動や対策が取れるよう、町民や地域等による発災予防、救急対応能力を高める啓発・訓練・組織化等を推進します。

主な取組（事業）

3-7-1 防災力の高いまちづくり

所管

総務課、福祉課

- 防災意識の啓発
- 商業施設などの避難ビル指定
- 防災マップ充実
- 自主防災組織の立ち上げ支援
- 災害時要配慮者の支援体制の整備
- 食料・飲料水・生活必需物資等の備蓄推進
- 防災無線のデジタル化
- 防災情報システムの整備

3-7-2 災害対応・応急体制の充実

所管

総務課

- ニライ消防と連携した救命講習会の実施
- 避難訓練の実施
- 消防団の強化

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	自主防災組織数	行政区	1 (H29)	6
2	津波避難ビルの指定	箇所	0 (H29)	2

関連する
個別計画等

- 嘉手納町地域防災計画

基本方向



全国地域安全運動

防犯対策や交通安全対策の充実を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の形成に向けて取り組みます。

道路交通の安全性を高めるために、信号機や防犯灯、横断歩道、標識等の交通安全施設の充実を進めるとともに、交通ルールやマナーを高める安全教育に取り組みます。

現状と課題

- 本町の刑法犯罪件数は年々減少しており、平成29年の認知件数は85件となっています。そのうち窃盗犯によるものが約70%の60件と、多数を占めています。
- 本町の防犯対策については、青色回転灯車両（通称：青パト）によるパトロールや、夜間街頭指導、「こども110番の家^{*1}」の普及を実施しています。
- 嘉手納地区防犯協会や関係機関との連携を強化し、犯罪の未然防止に向けたパトロールなどの継続、広報、啓発活動を図る必要があります。
- 町民が安全、安心して暮らすことができる社会を実現するため、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例に基づく「ちゅらさん運動^{*2}」を推進していきます。

刑法犯罪種別認知件数の推移

資料：犯罪統計書

単位：件

罪種	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	総数
平成25年	1	11	89	8	0	16	125
平成26年	0	9	68	0	1	10	88
平成27年	0	8	58	6	2	13	87
平成28年	0	10	61	4	0	16	91
平成29年	0	7	60	5	0	13	85

※1 こども110番の家：子どもたちの緊急時における避難場所。主に事業所。110番通報及び学校、保護者への連絡や、各種情報の提供を行う。

※2 ちゅらさん運動：県、警察、市町村、関係機関、県民が総ぐるみで行う防犯のための運動。通学路、公園等の安全・安心な環境整備を推進する「ちゅらまちづくり」、将来を担う子ども達の健全育成を図る「ちゅらひとづくり」、地域の連携と自主防犯活動の活性化を促進する「ちゅらゆいづくり」の3つのちゅらづくりのこと。

- 本町の交通事故発生状況は、平成29年に32件で、過去5年間で最も少なくなりました。しかし、幹線道路での交通事故発生の危険性は高く、歩行者の安全確保やドライバーの交通安全意識の向上が課題となっています。
- 交通安全対策として、春・夏・秋・年末年始の4回の交通安全運動の活動をとおして、町民の交通安全意識の向上を図る取り組みを実施しています。今後も、カーブミラーなどの交通安全施設の設置を推進し、町民の安全確保に努める必要があります。
- 県町村交通災害共済組合が実施する交通災害共済への加入者数は年々減少していますが、県内町村の中では最大の加入者数となっています。町民の交通事故による経済的損失を軽減するため、交通災害共済事業を引き続き推進します。

交通事故発生状況の推移

資料：交通白書

単位：件、人

区分	発生件数	死者数	負傷者数
平成25年	61	1	77
平成26年	46	0	59
平成27年	54	0	68
平成28年	41	1	61
平成29年	32	1	45

交通災害共済加入者の推移

資料：交通災害共済組合説明会資料

単位：人

	加入者数
平成26年	1,881
平成27年	1,793
平成28年	1,530
平成29年	1,542
平成30年	1,376

施策の方向性

1 防犯対策の充実

町民の身体・生命及び財産を犯罪から守るために、県・町・警察・関係団体・町民が一体となって連携し、「ちゅらさん運動」などを推進していきます。また、防犯灯の設置などによる防犯対策の強化を図ります。

2 交通安全対策の充実

町民を交通事故から守るために、交通安全対策の啓発活動を推進するとともに、カーブミラーの設置や老朽化した交通安全施設の整備を推進します。また、交通災害共済事業の推進により、交通事故被害者への救済措置を講じます。

主な取組（事業）

3-8-1 防犯対策の充実

所管

総務課

- 「こども110番の家」「ちゅらさん運動」の推進
- 防犯協会などの関係機関との連携強化
- 防犯パトロールの実施

3-8-2 交通安全対策の充実

所管

総務課

- 交通安全運動の実施
- 交通安全協会などの関係機関との連携強化
- 交通災害共済事業の推進
- 交通安全施設の新設及び改良

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	交通安全啓発活動	回	4 (H29)	5
2	交通災害共済加入者数	人	1,376 (H30)	1,376
3	交通安全施設の新設・改良	件	0 (H30)	10



社会を明るくする運動

安全な消費生活の推進

基本方向

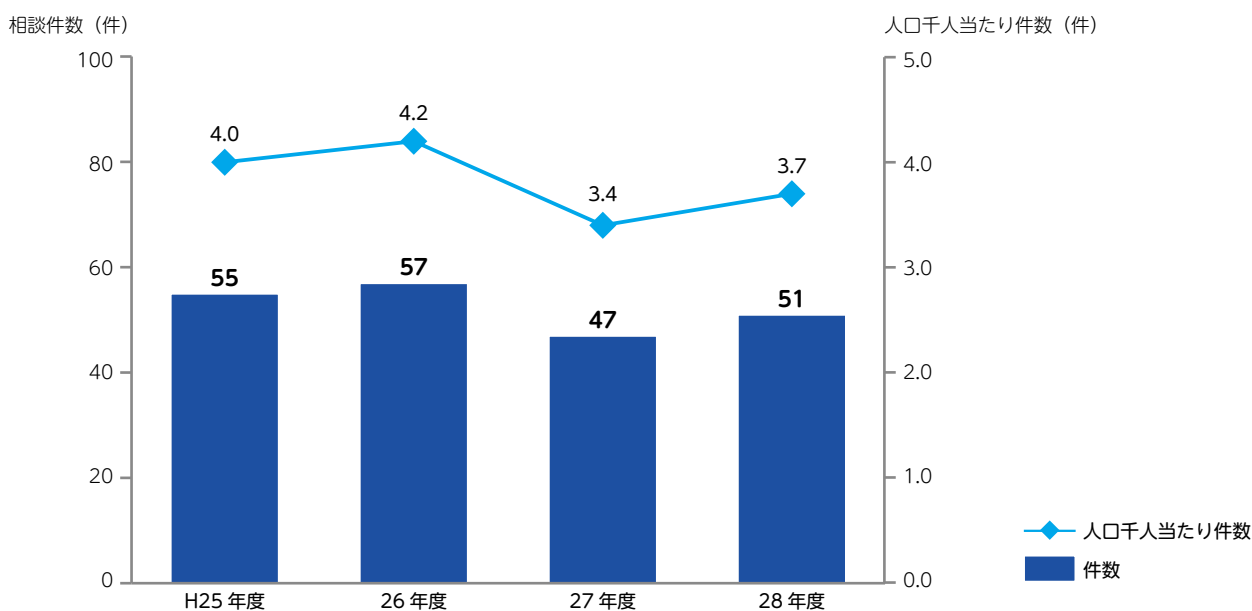
町民が安心して消費生活を営むことができるよう、情報提供による消費者の意識啓発などを行い消費者保護行政の推進に取り組みます。

現状と課題

- 本町の消費者相談件数は、平成28年度で51件、人口千人当たり件数は3.5件です。規制緩和の拡大、通信技術の発達に伴う新たな取引方法の出現等、消費者を取り巻く環境が大きく変化しており、巧妙で悪質な訪問販売、架空請求等の様々な消費者トラブルが発生しています。
- 各関係機関や団体と連携を密にし、悪徳商法や食の安全等に関する情報把握・情報提供を引き続き行い、必要に応じて相談・苦情対応の充実化を図る必要があります。
- また、消費者が主体的に意思決定し、トラブルを未然に防げるよう、広報誌やホームページ等、様々な情報媒体を活用して注意喚起や情報提供を引き続き行っていく必要があります。

消費者相談件数の推移

資料：沖縄県消費生活センター業務報告（平成26～29年度）



施策の方向性

1 消費者保護の推進

消費者を消費者被害から守るために、沖縄県消費生活センターなどの関係機関と連携して消費生活相談の充実を図るとともに、適正な商品取引が行われるよう、消費者保護の推進に努めます。

2 消費者意識の啓発

消費者被害を未然に防ぐため、消費者意識を高める消費者教育の充実を図るとともに、被害情報の提供を図り、町民の消費者としての自立に向けた意識高揚に努めます。

主な取組（事業）

3-9-1 消費者保護の推進

所管

総務課、産業環境課

- 沖縄県県民生活センターと連携し、消費者からの相談や苦情対応を実施
- 消費者庁などからの消費トラブル情報の収集・共有

3-9-2 消費者意識の啓発

所管

総務課、産業環境課

- 消費トラブルの事例紹介や注意喚起など消費者啓発を実施

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	消費者教育講座の町内実施回数	回	1 (H28)	5

3-10 基地対策の推進

基本方向



基地 目視調査

町民の安全・安心を確保するため、航空機の騒音問題や排気ガスの悪臭、環境汚染問題、軍人・軍属による事件・事故等の米軍基地から派生する諸問題の解決に向けて取り組みます。

現状と課題

- 戦後70年余が経過した現在でも広大な米軍基地が存在し、住民の生命や財産は米軍基地から派生する事件・事故、騒音に脅かされ続けています。
- 本町では、基地から派生する諸問題の解決に向けて、議会、町民、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）と連携し、政府並びに関係機関に対する要請行動などに取り組んでいます。町民アンケート調査結果において、米軍基地の返還方法については、「徐々に返還した方がよい」の回答が45.8%となっており、町民の様々な意見を踏まえたうえでの慎重な対応が求められています。
- 本町では、平成24（2012）年度に「航空機騒音自動監視システム導入整備事業」を実施し、自動監視システムの更新を行うなど騒音被害の監視体制の強化を図るとともに、フリーアクセスによる苦情受付として「基地被害苦情110番」を設置し、苦情などの集計結果を各種要請に役立てています。
- 町民アンケート調査結果によると、「騒音や悪臭の公害対策」は、不満足評価が54.3%となっています。また、同調査において、自然環境や生活環境の保全のために力を入れるべきこととして「騒音や悪臭の規制強化」が53.1%と最も多い結果となっています。このことから、騒音軽減や悪臭防止に向けた取り組みが喫緊の課題と言えます。
- 平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までの屋良測定局における航空機騒音測定結果の推移をみると、各年とも1日平均の騒音発生回数が60回以上となっています。環境基準超過日数は年間260日以上で超過率は70%を超えています。また、基地苦情として寄せられる悪臭の発生源が嘉手納基地由来ではないかと推測されたことから、発生源を特定するため、平成28（2016）年度から大学の研究機関と連携して調査を実施してきました。その結果、主な

3-10 基地対策の推進

発生源を特定しています。このように、現在もなお基地由来の騒音や悪臭その他の基地被害により苦しめられる現状にあることから、政府への要請行動を継続して実施していく必要があります。

- 海軍駐機場（当時）は、SACO合意に基づき平成29（2017）年1月に滑走路の南側へ移転を行いました。その後、同跡地を航空機が度々駐機するなど騒音軽減の趣旨に反する使用が行われています。

屋良測定局における航空機騒音測定結果の推移

資料：航空機騒音測定結果（H25～29）

年次	測定日数 (日)	騒音発生回数 (回)					dB値		環境基準	
		0～7時	7～19時	19～22時	22～24時	計	月間 MAX値	平均値・ den	超過 日数	超過率 (%)
25年度	365	1,856	20,652	2,636	688	25,832	103.7	70.2	346	94.8
	1日平均	5.1	56.6	7.2	1.9	70.8				
26年度	365	1,490	17,510	2,397	537	21,934	103.6	68.3	341	93.4
	1日平均	4.1	48.0	6.6	1.5	60.1				
27年度	366	1,522	19,091	2,797	586	23,996	106.3	69.0	335	91.5
	1日平均	4.2	52.2	7.6	1.6	65.6				
28年度	365	1,711	17,964	2,583	648	22,906	104.4	68.7	334	91.5
	1日平均	4.7	49.2	7.1	1.8	62.8				
29年度	365	948	18,321	2,579	436	22,284	105.0	65.6	261	71.5
	1日平均	2.6	50.2	7.1	1.2	80.3				

騒音が人体に与える影響

資料：嘉手納町と基地（平成29年度ダイジェスト版）

デシベルdb	音の大きさ	人体への影響
130	最大可聴値（激痛音）	長時間さらされると難聴になる
120	飛行機のエンジン近く	
110	自動車のクラクション（前方2m）	
100	電車通過時の線路わき	
90	騒々しい工場内	消化が悪くなる
80	地下鉄の車内	疲労の原因となる
70	電話のベル（1m）	血圧が上昇する
60	普通の会話	就寝ができなくなる
50	静かな事務所	
40	深夜の市内	

施策の方向性

1 基地対策の強化

町土の8割以上を米軍基地として接収されていることから、まちづくりを進めていく上で大きな阻害要因となっています。こうしたことから、地域の発展を図るため地権者の合意形成を図りつつ必要とする軍用地の返還や共同使用を求め、米軍基地の整理縮小に努めます。また、嘉手納基地における運用や現状を把握し、基地に関する情報発信を行うほか基地から派生する諸問題の解決に取り組めます。

2 基地公害対策の強化

米軍基地の存在によって航空機騒音や排気ガスによる悪臭等をはじめとする基地公害が発生し、町民の生活環境が損なわれています。このため、米軍に対し嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置の遵守を求め、「基地被害苦情110番」や航空機の騒音測定などを継続的に実施しながら状況把握を行います。また、排気ガスによる悪臭対策として悪臭の主な原因である航空機の駐機場移転など、有効な対策の実施が求められます。その他、基地公害が生じた際には、公害の発生防止や低減に向けた対策が講じられるよう、関係機関に対し要請を継続・強化します。

主な取組（事業）

3-10-1 基地対策の強化

所管

基地渉外課

- 嘉手納基地に関する諸問題の解決に向け、国・県・米軍等関係機関への要請行動を実施
- 嘉手納基地の監視機能の充実
- 広報誌やホームページ等による基地の現状の情報発信
- 関係機関などと連携し連絡体制の強化による事件・事故等の防止策の強化
- パラシュート降下訓練、即応訓練等の禁止を求める
- 嘉手納基地の運用による旧海軍駐機場の再使用などの禁止を求める

3-10 基地対策の推進

3-10-2 基地公害対策の強化

所管

基地渉外課

- 嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置の遵守
- 基地被害苦情110番の継続実施
- 航空機騒音自動監視システム装置による測定の継続実施
- 気象情報測定器による測定の継続実施
- 航空機の排気ガスによる悪臭の防止対策
- 国・県・米軍等関係機関への要請を行い、基地公害の発生防止又は低減
- 防音住宅に係る空調施設維持管理費（電気料金）の助成対象枠の拡大に向け、国・県等への要請行動を実施

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	航空機による年間騒音発生回数（町全域）	回	46,869 (H29)	減少
2	環境基準超過日数（屋良測定局）	日	261 (H29)	減少

関連する
個別計画等

- 嘉手納町と基地